

平城宮跡解説ボランティア控室使用規則

平成13年12月4日

奈良文化財研究所長裁定

(目的)

1 この規則は、平城宮跡解説ボランティア控室(以下「控室」という。)の使用に関し、必要な事項を定め、控室内の秩序の維持と安全の保持を図ることを目的とする。

(管理者)

2 控室の管理者は文化財情報課長とする。

管理者は、必要に応じ文化財情報課職員のうちから補助者を命ずることができる。

(使用者)

3 控室を使用できる者は平城宮跡解説ボランティア登録者(以下「登録者」という。)とし、奈良文化財研究所職員及び登録者以外の入室は禁止する。

(使用時間)

1 控室の使用時間は、活動日の午前8時35分から午後4時55分までとする。

鍵の開閉・警備の関係上、上記時間を厳守すること。

(鍵の開閉)

5 鍵の開閉は警備員が行う。

(備品等の使用)

6 使用者は控室に備え付けの備品等の使用にあたっては、破損・紛失等のないよう充分注意すること。

万一、故意または重大な過失により、備品等の破損・紛失等が生じた場合は、管理者は使用者に対し実費を請求することができる。

(ロッカーの使用)

7 控室のロッカーは個人に割り振られたものではなく、登録者の活動日に限り使用できるものとする。

退出時には必ずロッカー内を清掃し、常時私物を置くようなことはしないこと。

(防火・防犯)

8 控室内は禁煙とする。

活動時間中、登録者のうち必ず1名は控室で待機すること。

(控室等の清掃)

9 登録者は活動終了後退出時間までに、必ず控室の清掃を行うこと。

控室内洗面所の使用の際には、清潔を保持すること。汚損した場合には、必ず清掃すること。

(警備員への連絡)

10 最後に退出する使用者は、警備員に最終退出者である旨を連絡すること。

附 則

この規則は、平成13年12月4日から施行し、平成13年4月1日から適用する。